



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会社名 大和自動車交通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 前島忻治  
(コード番号 9082 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 齋藤康典  
(TEL 03-6757-7161)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 110 期定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨に従い、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することと決定いたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 110 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にすることを目的として株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施するものであります（以下、「本株式併合」といいます。）。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に応じて、現行の 4 千万株から 2 千万株に変更することといたします。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

#### ③併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

#### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	10,500,000 株
今回の併合により減少する株式数	5,250,000 株
併合後の発行済株式総数	5,250,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に本株式併合の割合を乗じた理論値です。

#### ⑤併合の影響

株式併合により、発行済み株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1 株当たりの純資産は 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却または買い取り、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

#### 【当社の株主構成】

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	714 名（100.00%）	10,500,000 株（100.00%）
2 株未満	108 名（ 15.13%）	108 株（ 0.00%）
2 株以上	606 名（ 84.87%）	10,499,892 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2 株未満の株主さま 108 名（所有株式数の合計 108 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の

効力発生前に、「単元未満株式の買い増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000 株

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数が、現行の 40,000,000 株から 20,000,000 株に変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 110 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、現行定款第 6 条および第 8 条を変更するものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに基づき、本定時株主総会における定款の一部変更の決議を経ずに、本定款の変更を行います。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。  
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000</u> 万株とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款の一部変更の条件

現行定款第 6 条および第 8 条の変更は、本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力を生ずるものいたします。

4. 日程

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ①取締役会決議日          | 平成 29 年 5 月 18 日     |
| ②定時株主総会決議日        | 平成 29 年 6 月 29 日（予定） |
| ③本株式併合の効力発生日      | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| ④発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| ⑤単元株式数変更の効力発生日    | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |

(ご参考)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q&A

(ご参考)

#### 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

##### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

##### Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を 2018 年 10 月 1 日に決定しました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について 2 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

##### Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,050 株	1 個	525 株	5 個	なし
例 3	1,003 株	1 個	501 株	5 個	0.5 株
例 4	800 株	なし	400 株	4 個	なし
例 5	147 株	なし	73 株	なし	0.5 株
例 6	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例 1 および例 4 に該当する株主さまは、特段のお手続きは必要ありません。
- ・例 2、例 3 および例 5 において発生する単元未満株式（例 2 では 25 株、例 3 では 1 株、例 5 では 73 株）につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。
- ・例 3、例 5 および例 6 において発生する端数株式相当分につきましては、全ての端数株式相当分を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて交付いたします。当社より交付する金額および手続きにつきましては、平成 29 年 12 月にご案内をお送りすることを予定しております。
- ・例 6 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の 1 株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 2 倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主優待がもらえなくなることはありませんか。

A 7. 株式併合の実施によりこれまでの株主優待制度の適用に影響が生じることがないよう、併合実施後は、毎年 3 月末日現在で、所有株式数 500 株～2,499 株の株主様に 2,000 円分のクオカードを 2,500 株以上の株主様に 3,000 円分のクオカードを株主優待品として贈呈する予定しております。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日第 110 期定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日\* 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年 9 月 27 日\* 100 株単位への売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日\* 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 29 年 11 月\* 株主さまへ株式併合割当通知発送

平成 29 年 12 月\* 端数処分代金の支払開始

\* 平成 29 年 6 月に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 9. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 9. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問合わせください。

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号： 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以上